

# 遠野市介護予防・日常生活支援総合事業費 算定構造

サービス種類コード	サービス種類名	内 容
A2	介護予防訪問介護 相当サービス(独自)	平成27年4月1日以降に指定を受けた 事業者が請求するサービス種類
A6	介護予防通所介護 相当サービス(独自)	平成27年4月1日以降に指定を受けた 事業者が請求するサービス種類
AF	介護予防ケアマネジメント	総合事業におけるサービス等が適切に 提供できるよう必要な援助を行った事業 者が請求するサービス種類

A2 介護予防訪問介護相当サービス(独自)算定構造表(平成27年4月以降に開設された事業者で、遠野市から総合事業の指定を受けた事業所)

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき1,176単位、1日につき39単位)	× 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき2,349単位、1日につき77単位)				
ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	要支援2 週2回を超える訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき3,727単位、1日につき122単位)				
ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回を超える訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき268単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				
ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回を超える訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき272単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合				
ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき287単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合				
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき167単位) ※1月につき22回まで算定可能				
チ 初回加算 (1月につき+200単位)					
リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき+100単位)				
	(2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき+200単位)				
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき+所定単位数×137/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき+所定単位数×100/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき+所定単位数×55/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき+(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき+(3)の80/100)				
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき+所定単位数×63/1000)				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき+所定単位数×42/1000)				

支給限度額管理の対象の算定項目

「特別地域加算」、「中山間地等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能  
 ※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからリまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

A6 介護予防訪問介護相当サービス(独自)算定構造表(遠野市から総合事業の指定を受けた事業所)

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (1月につき1,672単位、1日につき55単位)	×70/100	×70/100	+5/100	
	事業対象者・要支援2 (1月につき3,428単位、1日につき113単位)				-376単位
	事業対象者・要支援1 (1月につき384単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				-752単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき395単位) ※1月の中で全部で1回から8回までのサービスを行った場合				-376単位
					-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき 100単位を加算)				
ハ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)				
ニ 若年性認知症利用者受入加算	(1月につき 240単位を加算)				
ホ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)				
ヘ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)				
ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)			
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)			
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき480単位を加算)			
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき480単位を加算)			
		運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき700単位を加算)			
リ 事業所評価加算	(1月につき120単位を加算)				
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき60単位を加算)			
		事業対象者・要支援2 (1月につき176単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (1月につき72単位を加算)			
		事業対象者・要支援2 (1月につき144単位を加算)			
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき24単位を加算)			
		事業対象者・要支援2 (1月につき48単位を加算)			
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算) ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位			
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)			
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)			
ワ 科学的介護推進体制加算	(1月につき40単位を加算)				
カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき+所定単位数×59/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき+所定単位数×43/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき+所定単位数×23/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき+(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき+(3)の80/100)			
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき+所定単位数×12/1000)			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき+所定単位数×10/1000)			

注  
所定単位数は、イからワまでにより算定した単位数の合計

：支給限度額管理の対象の算定項目

：特別地域加算、中山間地等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)について、令和4年3月31日まで算定可能。  
※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

AF 介護予防ケアマネジメント算定構造表

基本部分		初回加算	委託連携加算
介護予防ケアマネジメントA	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 (438単位)	+300単位	+300単位

※令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。